

災害時における相互応援に関する協定書

災害時における相互応援に関し、笛吹市及び一宮町（以下「協定市・町」という。）との間に、災害応急対策活動を円滑に遂行するため、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市・町の区域内で災害が発生した場合において、協定市・町が相互に応援し、災害時における応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び市長・町長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める事案をいう。

（相互応援）

第3条 協定市・町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市・町は、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにして、情報交換を行わなければならない。

（応援の要請及び応援措置）

第5条 協定市・町は、応援を求めるときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品等の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧活動に必要な物資の提供
- (3) 災害時に必要な職員の応援（派遣）並びに所要の資材及び車両の提供
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) その他特に要請のあった事項等

（緊急応援）

第6条 前条の規定にかかわらず、協定市・町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要する場合で、前条に定める要請を待つ暇がないと認めるときは、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合にあっては、直ちに、応援措置を開始する旨を応援を受ける側の協定市・町へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う側の協定市・町は、第5条の措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第8条 応援のために派遣された職員は、要請市長・町長等の指揮の下に活動する。

（応援経費等の負担）

第9条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を要請した協定市・町の負担とする。

2 要請側協定市・町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請側協定市・町から要請があった場合には、応援側協定市・町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援側協定市・町が負うものとする。

4 派遣職員が応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請側協定市・町への往復途中において生じたものを除き、要請側協定市・町がその賠償の責務を負うものとする。

（資料等の交換）

第10条 協定市・町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を隨時交換し、災害対策について研究するものとする。

（協議）

第11条 この協定の実施に關し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協定市・町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市長・町長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月15日

山梨県笛吹市長

萩野正直
印

千葉県一宮町長

毛川孫一郎
印